統　８０号系統　８１号系統　８５号系統　８６号系統　９１号系統　９３号系統　１０２号系統　１０５号系統　１０６号系統　１０９号系統　２０１号系統　２０２号系統　２０３号系統　２０４号系統　２０５号系統　２０６号系統　２０７号系統　２０８号系統　南５号系統　ＥＸ１００号系統　ＥＸ１０１号系統

シティループ　城周辺観光ループバス（姫路城ループバス）　ポートループ

神姫バス株式会社

（略）　（略）

三　法第二条第一項第五号に掲げる一般旅客定期航路事業及び対外旅客定期航路事業を営む者並びにそれ以外の者で同条第二項第四号に掲げる輸送施設を設置し、又は管理するもの　次に掲げる区間

イ　次の表の起点の欄に掲げる旅客船ターミナルと終点の欄に掲げる旅客船ターミナルとを結ぶ区間

起点	終点	公共交通事業者等
（略）	（略）	（略）
大阪港大阪南港フェリーターミナル	東予港フェリーターミナル	四国開発フェリー株式会社 大阪港埠頭株式会社
（略）	（略）	（略）
広島港	厳島港廿日市市宮島桟橋旅客ターミナル	瀬戸内シーライン株式会社 廿日市市
（略）	（略）	（略）

ロ　次の表の上欄に掲げる旅客船ターミナル

旅客船ターミナル	公共交通事業者等
（略）	（略）
博多港国際ターミナル	カメリアライン株式会社 福岡市

系統　８１号系統　８６号系統　８８号系統　９１号系統　９３号系統　２０１号系統　２０２号系統　２０３号系統　２０４号系統　２０５号系統　２０６号系統　２０７号系統　２０８号系統　南５号系統

シティループ　ポートループ

神姫バス株式会社

（略）　（略）

三　法第二条第一項第五号に掲げる一般旅客定期航路事業を営む者及びそれ以外の者で同条第二項第四号に掲げる輸送施設を設置し、又は管理するもの　次に掲げる区間

イ　次の表の起点の欄に掲げる旅客船ターミナルと終点の欄に掲げる旅客船ターミナルとを結ぶ区間

起点	終点	公共交通事業者等
（略）	（略）	（略）
大阪港大阪南港フェリーターミナル	東予港フェリーターミナル	四国開発フェリー株式会社
（略）	（略）	（略）
広島港	厳島港廿日市市宮島桟橋旅客ターミナル	瀬戸内シーライン株式会社 瀬戸内海クルーズ株式会社 廿日市市
（略）	（略）	（略）

ロ　次の表の上欄に掲げる旅客船ターミナル

旅客船ターミナル	公共交通事業者等
（略）	（略）
博多港国際ターミナル	カメリアライン株式会社 ＪＲ九州高速船株式会社 福岡市